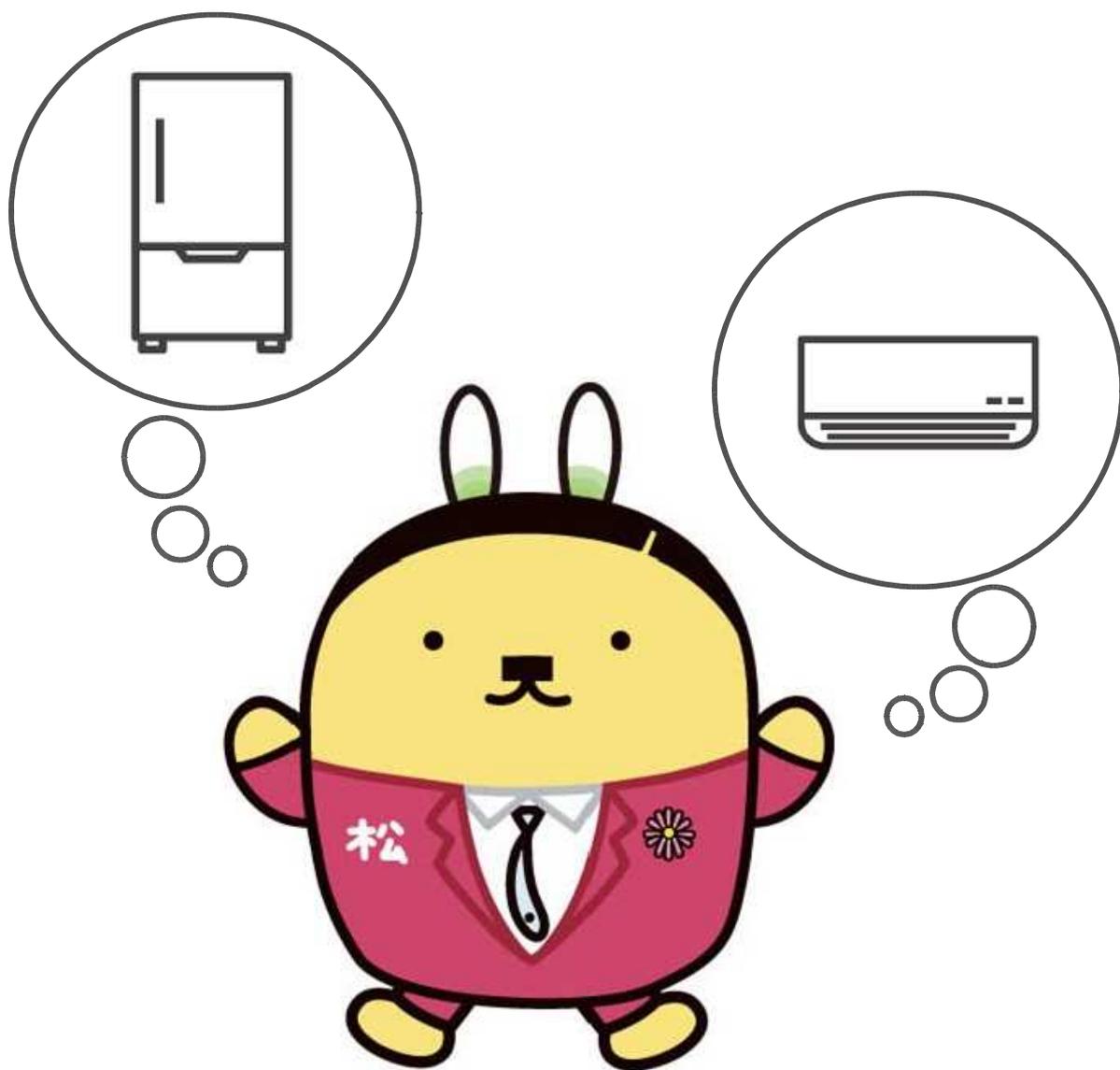


# 令和7年度 松茂町省エネ家電普及促進事業補助金 申請ガイド



令和7年4月1日  
松茂町

## 目 次

1	補助対象	1
2	省エネ性マーク・目標年度・省エネ基準達成率	2
3	補助金額・補助対象外経費	3
4	補助金交付申請額の算出方法	4
5	補助金交付申請（実績報告・請求）	5
6	提出書類	6
7	交付申請事前チェックシート	7
8	提出書類の記入例	8
9	交付決定及び確定通知	9
10	不相当と認めた場合	10
11	お問い合わせ	11

# 1 補助対象

## 1. 補助対象製品（エアコン・電気冷蔵庫のみ）

- 省エネ基準達成率が100%以上（省エネ性マークが緑色）のもの  
（省エネ性マークがオレンジ色のものは対象外）
- 現在ご家庭で使用されているエアコン・電気冷蔵庫を買い換えたもの  
（新規購入・追加購入・事業用は対象外）
- 松茂町内の販売店・事業所等で購入したもの  
（インターネット・通信販売、他市町での購入は対象外）
- 現金・クレジットカード等の一括払いで購入したもの  
（分割払い、リース・レンタルは対象外）
- 令和7年4月1日以降に購入し、令和8年2月27日までに設置が完了したもの  
（納品待ち、設置未完了のものは対象外）
- 新品（未使用品）のもの（中古品・使用済の製品は対象外）

## 2. 補助対象者（次の要件全てに該当する方）

- 「1. 補助対象製品」を購入した方
- 町内に住所を有する個人で、住所地に在る住宅に現に居住している方  
（住所地以外で使用するものは対象外）
- 町税等を滞納していない方
- 暴力団員でない方・暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない方



## 2 省エネ性マーク・目標年度・省エネ基準達成率

統一省エネラベル



省エネ性マーク  
目標年度

省エネ基準達成率  
100%

省エネ基準達成率

オレンジ色は  
対象外



99%以下は対象外

補助対象製品	省エネ性マーク	目標年度	省エネ基準達成率
エアコン 	緑色が対象 	2027年度	100%以上が対象 99%以下は対象外
電気冷蔵庫 	オレンジ色は対象外 	2021年度	

省エネ基準達成率は、資源エネルギー庁の「[省エネ型製品情報サイト](https://seihinjyoho.go.jp/)」で確認できます。

### 3 補助金額・補助対象外経費

#### 1. 補助金額の考え方

**A**：補助対象製品の本体購入価格（税抜）× **30%**（千円未満切捨て）

**B**：上限額 **5万円**



補助金額：**AとBのいずれか低い方の額**

#### 2. 補助対象外経費

**本体購入価格（税抜）以外の経費は、全て補助対象外です。**

次のような経費は、申請者にご負担いただく必要があります。

##### ～補助対象外経費の例～

- 消費税及び地方消費税相当額
- 製品の取付・撤去工事費
- 収集運搬費
- この補助金の提出書類の作成・提出に係る費用
- 既存機器の処分費（家電リサイクル料金等）
- 保証延長に係る保証料 等



## 4 補助金交付申請額の算出方法

〈例〉 松茂町内の販売店で、15.5万円のエアコン1台、20万円の冷蔵庫1台を購入

<b>マツシゲデンキ</b>		令和7年5月1日	
松茂店 TEL 088-699-0000			
エアコン 型番00-0000	1台	155,000円	(税抜) ←対象
電気冷蔵庫 型番000000	1台	200,000円	(税抜) ←対象
	値引	-10,000円	←考慮
エアコン取付工事費	1式	15,000円	(税抜) } 対象外
収集運搬料	1式	2,500円	(税抜) }
リサイクル料金(エアコン)	1台	900円	(税抜) }
リサイクル料金(電気冷蔵庫)	1台	4,300円	(税抜) }
小計		367,700円	(税抜)
消費税及び地方消費税		36,770円	←対象外
合計		404,470円	(税込)
支払金額		404,470円	(税込)
-----			
〈内訳〉	ポイント利用	20,000 P	
	クレジット(一括)	384,470円	←注意*

補助金の算出は、**本体購入価格(税抜)**を基に、補助対象製品1台ごとに行います。

(\*クレジット払い等の場合、**一括払いの場合のみが対象**となりますのでご注意ください。)

①エアコン  $155,000円 \times 30\% = 46,500円 \rightarrow$  (千円未満切捨てのため **46,000円**)

②電気冷蔵庫  $200,000円 - 10,000円(値引) = 190,000円 \leftarrow$  本体購入価格  
 $190,000円 \times 30\% = 57,000円 \rightarrow$  (上限額の方が低いため **50,000円**)

① + ② = **合計 96,000円**

↓

**補助金交付申請額：96,000円** となります。

算出方法が不明な場合は、領収証をご持参のうえ、松茂町産業環境課にご相談ください

## 5 補助金交付申請（実績報告・請求）

補助金交付申請は、補助対象製品の設置が完了した後に提出していただきます。

補助金交付申請（実績報告・請求）に必要な書類を作成の上、次のとおり受付期間内に**産業環境課**に持参又は郵送してください。

なお、**予算の関係で、受付期間中でも締め切ることがあります**ので、あらかじめご了承ください。その場合、松茂町ホームページにて広報いたします。

**受付期間** 令和7年4月1日(火) ～ 令和8年2月27日(金) 必着

(ただし設置完了日から30日以内又は2/27のいずれか早い日までに申請すること。郵送の場合も2/27必着とする)

**受付時間** 平日 8:30～17:15  
(役場閉庁時の受付はできません)

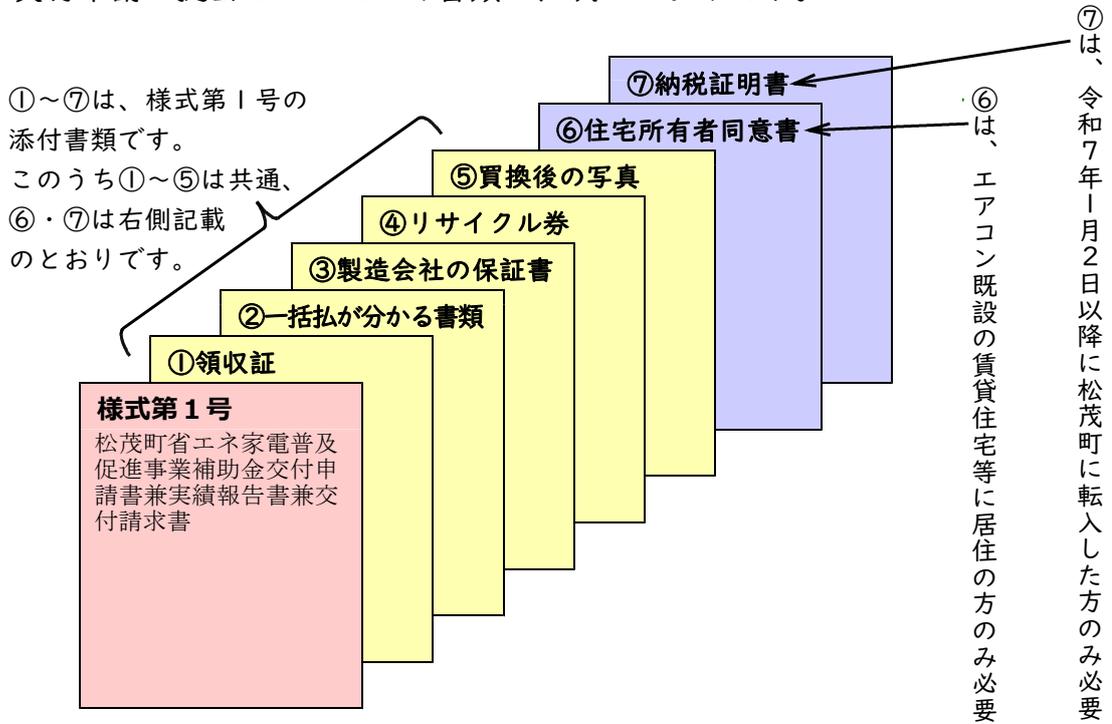
**提出先** 松茂町役場 1階 **産業環境課**

〔松茂町広島字東裏30番地〕  
TEL 088(699)8714



## 6 提出書類

補助金の交付申請に提出していただく書類は、次のとおりです。



提出書類	
松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書（様式第1号）	
様式第1号に添付する書類	①町内の事業所が発行する補助対象経費が分かる領収証
	②現金以外の支払方法で補助対象家電を購入した場合は、支払区分が一括払であることがわかる書類の写し
	③補助対象家電の製造会社が発行した保証書の写し
	④特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
	⑤補助対象家電の買換え後の設置状況が分かる写真
	⑥賃貸住宅所有者がエアコンを設置した賃貸住宅に補助対象家電となるエアコンを設置する場合：賃貸住宅所有者の同意書
	⑦令和7年1月2日以降に松茂町に転入した場合：令和7年1月1日に居住していた市区町村が発行した納税証明書

## 7 交付申請事前チェックシート

### 1. 申請を検討する際に、次のことをご確認ください。

- 補助対象製品の要件（P1）
- 補助対象者の要件（P1）
- 補助対象外経費（P3）
- 補助金交付申請額（P4を参考に算出してください。）

### 2. ご購入の際に、次のことをご確認ください。

- この補助金を申請するつもりで、補助対象製品を購入された場合でも、**予算の関係で、申請を受け付けられないことがあります。**あらかじめご承知おきください。
- 受付後に補助要件を満たさないことが判明した場合は、**補助金は交付されません。**あらかじめご了承ください。
- 補助金の額は、**本体購入価格(税抜)に30%を乗じた後、千円未満の端数を切り捨てます。**
- 補助金の申請は、補助対象製品**設置後30日以内**又は令和8年2月27日の**いずれか早い日**までに行う必要があります。
- 申請には、買換えであることが分かるよう「**特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し**」が必要です。購入した事業所に処理を依頼する場合も、必要である旨を伝え、必ず添付して申請してください。

### 3. お支払いの際に、次のことをご確認ください。

- 現金やクレジットカード等の**分割払い、リボルリング払い**等により支払った場合は、**対象外**となります。
- キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済等）により一括払いした場合も**領収証が必要**です。なお、支払区分が「**一括払い**」と**明記**された領収証等が必要となりますので、購入した事業所に伝え、その旨明記してください。
- クーポン券や値引等により、本体価格が変更となった場合、その**値引後の金額を本体購入価格**とします。
- 領収証の様式は問いませんが、**次の内容が記載されているか、確認**してください。

○宛名(申請者の氏名) ○領収金額 ○事業所の所在地・名称 ○領収日 ○設置日  
○購入した製品名、品番(型番) ○本体購入価格(税抜) ○購入個数 ○支払区分  
○領収金額に補助対象外経費(他製品の購入費、取付工事・運搬費、家電リサイクル料、消費税等の額など)が含まれている場合は、その内訳

- 5万円以上の領収証には、収入印紙（消印有）の貼付が必要です。ただし、申告納付の特例制度の税務署長承認を受けている又はクレジットカードで支払ったことが明記されている場合は不要です。

## 8 提出書類の記入例

「設置完了日から30日以内又は2月27日のいずれか早い日」までに申請してください。



令和7年5月30日

様式第1号（第6条関係）

松茂町長 殿

住民票の住所を記入してください。  
（住民票の住所地にある住居に  
設置した場合のみが対象です。）

申請者 住所 松茂町 広島字東裏30番地  
氏名 松茂町子 **松茂**印  
電話番号 088(699)2111

松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書

松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請し、実績報告の上、交付請求します。

なお、この申請をするに当たり、必要に応じて町長が町民税課税台帳その他松茂町の保有する必要な資料及び同要綱第4条の補助対象者に関する情報を確認することに同意します。

記

1 補助金交付申請（請求）額 96,000 円

4ページの算出方法を  
参考に補助金額を  
算出してください。

2 補助対象家電の購入先 マツシゲデンキ松茂店

領収証の事業所名を  
記入してください。

3 振込先金融機関

申請者本人名義の口座を  
記入してください。

金融機関名	△△ <b>信用金庫</b> 銀行 農協	本店 □□ <b>支店</b>
預金の種類	<b>普通</b> 当座 貯蓄	
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
(フリガナ) 口座名義人	<b>マツシゲ マチコ</b> <b>松茂町子</b> <b>フリガナは必ず記入してください。</b>	

4 添付書類

- (1) 町内の事業所が発行する補助対象経費が分かる領収証
- (2) 現金以外の支払方法で補助対象家電を購入した場合、支払区分が一括払であることが分かる書類の写し
- (3) 補助対象家電の製造会社が発行した保証書の写し
- (4) 特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
- (5) 補助対象家電の買換え後の設置状況が分かる写真
- (6) 賃貸住宅所有者がエアコンを設置した賃貸住宅に補助対象家電となるエアコンを設置する場合は、賃貸住宅所有者の同意書
- (7) 交付申請書等の提出日が属する年度の前年度（以下「申請の前年度」という。）の1月2日以降に松茂町に転入した場合、申請の前年度の1月1日に居住していた市区町村が発行した納税証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類

## 9 交付決定及び確定通知

交付申請があった場合には、その内容を審査し、**適当と認めるときは**、補助金の交付の決定及び交付する補助金の額の確定を行い、「**松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）**」により、申請者に通知します。

様式第2号（第7条関係）

松茂町指令第 ○○ 号  
令和7年○月○日

松 茂 町 子 様

松茂町長 吉 田 直 人 印

町長印

松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付決定及び確定通知書

令和7年5月30日付けで申請がありました松茂町省エネ家電普及促進事業補助金について、下記のとおり交付決定し、及び確定しましたので松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金交付決定（確定）額 金 96,000 円

## 10 不相当と認めた場合

交付申請があった場合には、その内容を審査し、**不相当と認めたときは**、「松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付申請却下決定通知書（様式第3号）」により、**却下の理由を付して**、申請者に通知します。

様式第3号（第7条関係）

松茂町指令第 ○○ 号  
令和7年 ○ 月 ○ 日

松 茂 町 子 様

松茂町長 吉 田 直 人 印

町長印

松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付申請却下決定通知書

令和7年 5 月 30日付けで申請がありました松茂町省エネ家電普及促進事業補助金について、下記の理由により却下することに決定しましたので松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

却下の理由 ○○○○○○○○

# 11 お問い合わせ

補助金の申請等について、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



役場1階  
平面図

## 松茂町産業環境課

〒771-0295  
 松茂町広島字東裏30番地  
 ☎ 088-699-8714  
 平日 8:30~17:15  
 (夜間・土日祝日は閉庁)



松茂町マスコットキャラクター  
「松茂係長」